

# ごみ集積場所設置基準（案）

制 定 平成16年9月1日

改 正 平成26年 月 日

## 目次

### I 設置場所について

- 1 共通事項
- 2 一戸建て住宅の建築の場合
  - 2-1 一戸建て住宅の建築に係る共通事項
  - 2-2 開発行為に伴う10戸以上の一戸建て住宅の建築の場合
- 3 共同住宅等（共同住宅、長屋またはワンルーム形式集合建築物）の場合

### II 手続・管理体制について

- 1 共通事項
  - (1) 場所の選定
  - (2) 近隣住民との調整
  - (3) 事前協議
  - (4) 収集依頼
  - (5) 私有地通行
  - (6) 輪番制
  - (7) 管理体制
- 2 一戸建て住宅の建築の場合
  - 2-1 一戸建て住宅の建築に係る共通事項
    - (1) 受付表の提出
    - (2) 事前協議
    - (3) 住民説明
  - 2-2 開発行為に伴う10戸以上の一戸建て住宅の建築の場合
    - (1) 法令に基づく手続き
    - (2) 集積場所の寄附
  - 2-3 10戸未満の一戸建て住宅の建築の場合
- 3 共同住宅等（共同住宅、長屋またはワンルーム形式集合建築物）の場合
  - 3-1 共同住宅共通事項
    - (1) 受付表の提出
    - (2) 事前協議
    - (3) 住民説明
    - (4) 歩道等
  - 3-2 10戸未満の共同住宅等の場合
  - 3-3 中高層集合住宅の場合

この設置基準は、市民がごみと資源物を家庭から排出する際の利便性を確保するとともに、収集作業の効率性及び安全性を確保するため、ごみ集積場所（以下「集積場所」という。）の設置に関し、必要事項を定めることにより、市民の良好な生活環境の保全に寄与することを目的とする。

## I 設置場所について

### 1 共通事項

- (1) 場所については、近隣住民と調整の上、集積場所の利用者の話し合いにより、居住している範囲内に決定すること。なお、住宅の建築に伴う場合など、居住者が決定していない場合は、近隣住民と調整した上で、決定すること。
- (2) ガードレールや著しい段差等がなく、収集作業が容易に行える場所であること。
- (3) 原則、勾配がない場所とする。やむを得ず勾配に面した場所に集積場所を設ける場合は、所管の資源循環局収集事務所（以下「収集事務所」という。）（別紙1参照）と協議すること。
- (4) 見通しの悪い場所を避けた位置であること。
- (5) 転回広場のない袋路状道路でないこと。
- (6) おおむね10～30世帯につき1か所とすること。（共同住宅を除く）
- (7) 道路交通法に従い、交差点から5メートル以上離れて、収集車両がごみを収集することができる位置であること等、周辺の交通安全上支障がない場所であること。
- (8) 集積場所敷地内及び、その前面付近には、障害物（電信柱、掲示板類）がないこと。
- (9) 本市が収集に支障がないと判断した場所であること。

### 2 一戸建て住宅の建築の場合

#### 2-1 一戸建て住宅の建築に係る共通事項

- (1) 集積場所の有効面積は、1戸当たり0.13平方メートル以上とすること。  
ただし、ポリ容器を使用する場合は、1戸当たり0.25平方メートル以上とすること。
- (2) 集積場所の形状は、長方形型を基本とし、道路に1.5メートル以上接した位置に設置すること。また、間口より奥行きを短くし、奥行きを0.5メートル以上設けること。
- (3) 雨水、汚水が溜まらない構造とすること。
- (4) 柵を付けた二段積みの構造にしないこと。

#### 2-2 開発行為に伴う10戸以上の一戸建て住宅の建築の場合

開発行為区域内に集積場所の専用用地を確保すること。

### 3 共同住宅等（共同住宅、長屋またはワンルーム形式集合建築物）の場合

- (1) 収集作業の安全が確保でき、近隣住宅への影響を配慮し、原則として、共同住宅等の敷地内に設置すること。なお、10戸未満の場合は、近隣にある既存の集積場所

を使うことを原則とする。

- (2) 1戸当たり有効面積を0.13平方メートル以上とすること。(ごみボックス設置の場合も含む。)

ただし、ワンルーム形式集合建築物については、ごみ排出量を勘案し、1戸当たり0.08平方メートル以上とすること。

(ポリ容器を使用する場合は、1戸当たり有効面積を0.25平方メートル以上とすること。)

- (3) 集積場所の形状は、長方形型を基本とし、道路に1.5メートル以上接した位置に設置すること。また、間口より奥行きを短くし、奥行きを0.5メートル以上設けること。

- (4) 水栓を設置すること。

- (5) 雨水、汚水が溜まらない構造とすること。

- (6) 棚を付けた二段積みの構造にしないこと。

- (7) 集積場所に屋根、扉を設置する場合は、次の事項を順守すること。

ア 屋根やひさしがり取り出し口側に張り出さない場合は、高さを2.0メートル以上とし、張り出す場合は3.0メートル以上とすること。

イ 扉をつける場合は、開口部の高さを2.0メートル以上、幅を1.5メートル以上とし、収集に支障がない構造とすること。

ウ 開口部の幅より奥行きが短い形とすること。

エ 構造物内において収集車両が作業をする場合は、開口部の高さと同幅を3.0メートル以上とし、十分な換気設備や照明設備を設けること。

## II 手続・管理体制について

### 1 共通事項

#### (1) 場所の選定

集積場所の新設、移動、分散にあたっては、集積場所の利用者の話し合いにより、居住している範囲内に場所を選定すること。ただし、一戸建て住宅の建築の場合及び共同住宅等の場合を除く。

#### (2) 近隣住民との調整

ごみの排出については、近隣住民とのトラブルがないよう十分に協議、調整すること。なお、必要に応じて、協議、調整した内容の報告を書面にて収集事務所へ提出すること。

#### (3) 事前協議

集積場所の新設、移動、分散、廃止等にあたっては、収集事務所と事前協議を行うこと。

#### (4) 収集依頼

集積場所の新設、移動、分散、廃止等については、収集開始を希望する日の1か月前までに「ごみ集積場所(新設・変更等)申請書」(別紙2)を収集事務所に提出

すること。

＊ 申請に関しては「提出書類一覧表」（別紙3）を参照すること。

#### (5) 私有地通行

集積場所までの進入路が私道である場合は、地権者の同意を得ること。

#### (6) 輪番制

集積場所を定期的に移動する場合には、原則として、1年間以上の期間とすること。

#### (7) 管理体制

ア 利用者等が、必要に応じて、カラス等の小動物によるごみの飛散を防止するため、ネット等の対策を講じること。

イ ごみボックス等を設置する場合は形状等について事前に収集事務所と協議すること。

ウ 清掃やネット、ごみボックス等及び構造物の維持管理については、集積場所の利用者で行うこと。

## 2 一戸建て住宅の建築の場合

### 2-1 一戸建て住宅の建築に係る共通事項

#### (1) 受付表の提出

集積場所を設置する際は、新規住宅建築等調査受付表（別紙4）を収集事務所へ提出すること。

#### (2) 事前協議

一戸建て住宅地の建築主、所有者及び管理者（以下「建築主等」という。）は、設計時から竣工時に至るまでの間、適宜、収集事務所と協議を行うこと。

#### (3) 住民説明

建築主等は、一戸建て住宅等の建築計画を事前に近隣住民に説明し、集積場所の位置等についても理解を得ること。

### 2-2 開発行為に伴う10戸以上の一戸建て住宅の建築の場合

#### (1) 法令に基づく手続き

開発行為（都市計画法施行令第27条、及び横浜市開発事業の調整等に関する条例第32条に該当するもの）に伴い集積場所を設置する場合には、この設置基準を順守するとともに、法令及び「開発行為に伴うごみ集積場所に関する手続要綱」（以下、「手続要綱」という。）に基づく手続きを行うこと。

#### 【参考】

- ・ 都市計画法施行令第27条  
主として住宅の建築の用に供する目的で行う20ヘクタール以上の開発行為
- ・ 横浜市開発事業の調整等に関する条例第32条  
20ヘクタール未満の開発行為で、10戸以上の一戸建ての住宅の建築の用に供する目的で行うもの

## (2) 集積場所の寄附

ア 手続要綱に基づいて設置された集積場所については、開発事業者の申し出がある場合は、横浜市が寄附（無償譲渡）を受納する。ただしこの場合も、日常の維持管理については、集積場所の利用者で行うこととする。

寄附申請にあたっての手続き及び必要書類については、手続要綱を参照すること。

イ 集積場所を横浜市に寄附をする場合は、間口が公道に接しており、地下及び地上に掲示板類、上下水道、電信柱、住宅の基礎等の構造物がない形状とすること。

### 2-3 10戸未満の一戸建て住宅の建築の場合

10戸未満の一戸建て住宅の建築の場合には、地域住民と協議、調整を行い、近隣にある既存の集積場所を使用することを基本とする。

ただし、既存の集積場所の使用が困難な場合には、新たな集積場所を設置することができる。

## 3 共同住宅等（共同住宅、長屋またはワンルーム形式集合建築物）の場合

### 3-1 共同住宅共通事項

#### (1) 受付表の提出

集積場所を設置する際は、新規住宅建築等調査受付表（別紙4）を収集事務所へ提出すること。

#### (2) 事前協議

共同住宅の設計時から竣工時に至るまでの間、適宜、収集事務所と協議を行うこと。

#### (3) 住民説明

建築主等は、共同住宅等の建築計画を事前に近隣住民に説明し、集積場所の位置等についても理解を得ること。

#### (4) 歩道等

歩道等があり、集積場所に収集車両が直接横付けできない場合には、収集の際に歩行者等の通行に支障がないよう、収集日の当日の朝8時までに道路（歩道上）に持ち出すこと。

### 3-2 10戸未満の共同住宅等の場合

10戸未満の共同住宅等については、地域住民と協議、調整を行い、近隣にある既存の集積場所を使用することを基本とする。

ただし、既存の集積場所の使用が困難な場合には、敷地内に新たな集積場所を設置することも可とする。

### 3-3 中高層集合住宅の場合

中高層集合住宅（おおむね200世帯以上）について、原則、コンテナや自動ごみ貯留排出装置を設置せず、集積場所から直接収集ができる形状とすること。

なお、やむを得ずコンテナ等を設置する場合には、分別排出が徹底できる形状にするとともに、事前に収集事務所と協議すること。